
改正地球温暖化対策推進法における
「地域脱炭素化促進事業」制度について

2022年11月29日（火）

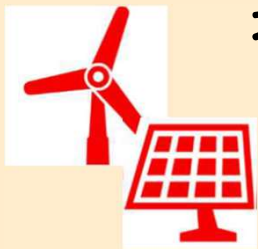
愛知県環境局地球温暖化対策課

➤ 「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け



長期的な方向性を法律に位置付け

→ 地球温暖化対策の国際的枠組である「パリ協定」の目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」を法の基本理念として位置付け



地方創生につながる再エネ導入を促進

→ **地方公共団体実行計画**において、再エネ事業に求める方針を定め、適合する再エネ事業を市町村が認定する制度（**地域脱炭素化促進事業に関する制度**）を創設



企業の排出量情報のオープンデータ化（ESG投資の促進）

→ 企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化
開示請求を不要にし、公表までの期間を「2年」から「1年未満」へ

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、国の「地球温暖化対策計画」に即して、地方公共団体が作成する計画
- 「事務事業編」と「区域施策編」の二つに分かれている。

事務事業編

- 都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画
- 全て都道府県及び市町村に策定義務が課されている。
- 愛知県では「愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）」を同計画に位置づけ

区域施策編

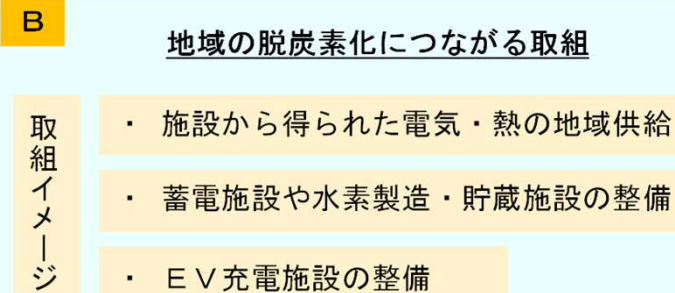
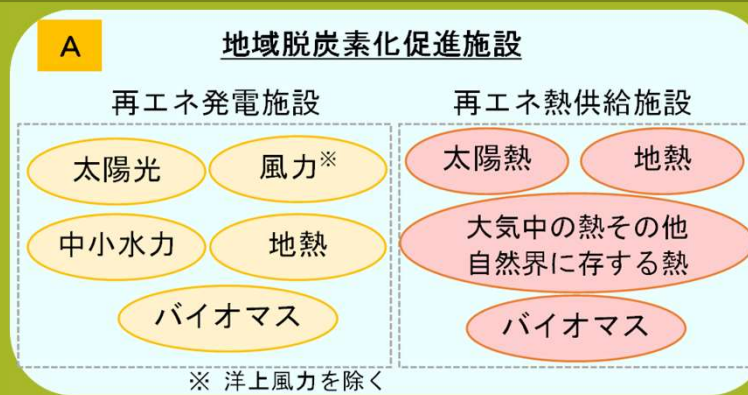
- その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等の施策に関する計画
 - ・ 都道府県 策定義務
 - ・ 中核市以上の市町村 策定義務
 - ・ 中核市未満の市町村 策定の努力義務
- 愛知県では「あいち地球温暖化防止戦略2030※」を同計画に位置づけ
(※ 今年中に改定予定)

「地域脱炭素化促進事業」とは、

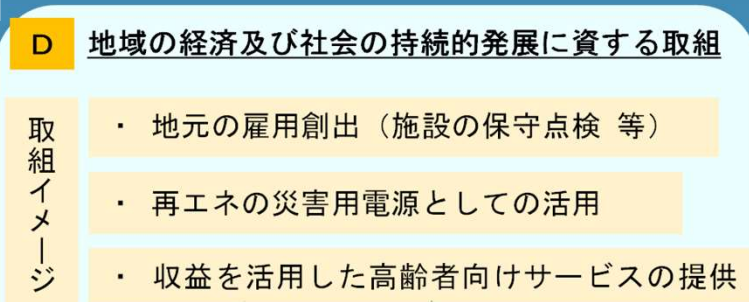
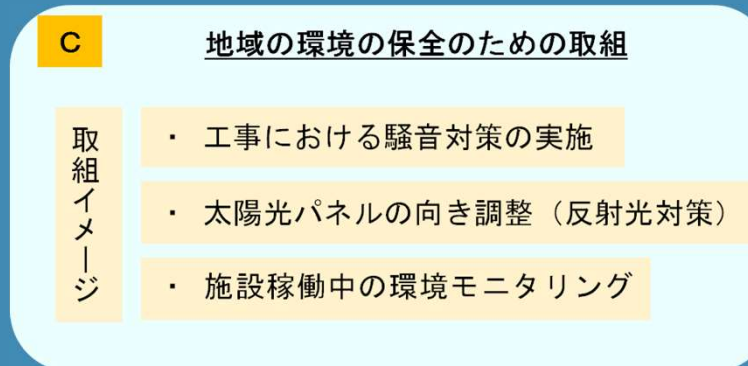
※ 改正地球温暖化対策推進法において定義（第2条第6項）

- (A) 「地域脱炭素化促進施設（地域の脱炭素化のための再エネ施設）の整備」と
- (B) 「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、
- (C) 「地域の環境の保全のための取組」及び、
- (D) 「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行う事業

地域の脱炭素化



併せて行う地域ための取組

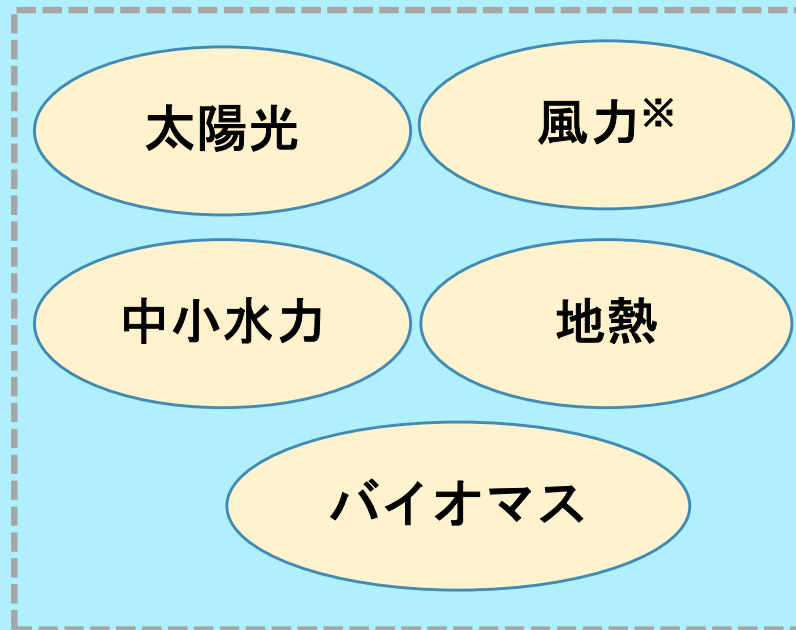


「地域脱炭素化促進施設」の種類

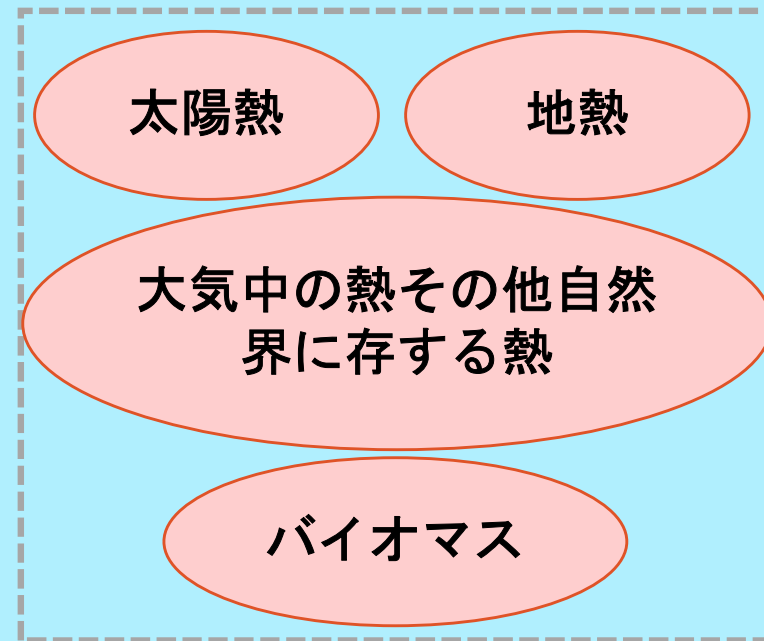
- 地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを利用する地域の脱炭素化のための施設

A

再エネ発電施設



再エネ熱供給施設



- ※ 再エネ海域利用法や港湾法等において規制される海域における洋上風力発電施設は除く。
- ※ 再エネ設備に付帯する設備又は施設を含む。

「地域脱炭素化促進事業に関する制度」とは、

市町村が、地域脱炭素化促進事業の「**促進区域**（対象となる区域）」及び「**事業に求める方針**」を定め、それを満たす事業計画を**認定**する制度

- 1 国は、環境省令で、市町村による促進区域の設定に対する基準を定めている（一律基準）
- 2 都道府県は、**任意**で、**環境保全の観点**から都道府県基準を定め、**国の上乘せ・横出し基準**を定めることができる
- 3 市町村は、**国が定める一律基準**のほか、**県が基準を定めている場合は**、当該基準に従って促進区域を定めるよう努める
- 4 促進区域内で行う地域脱炭素化促進事業は、市町村の**認定**を受けるとともに、**特例**が適用される

促進区域等の設定

事業計画の認定

国

環境省令で定める基準

都道府県

環境配慮の基準の策定

市町村

促進区域及び要件の設定

事業者

事業計画の作成・申請

市町村

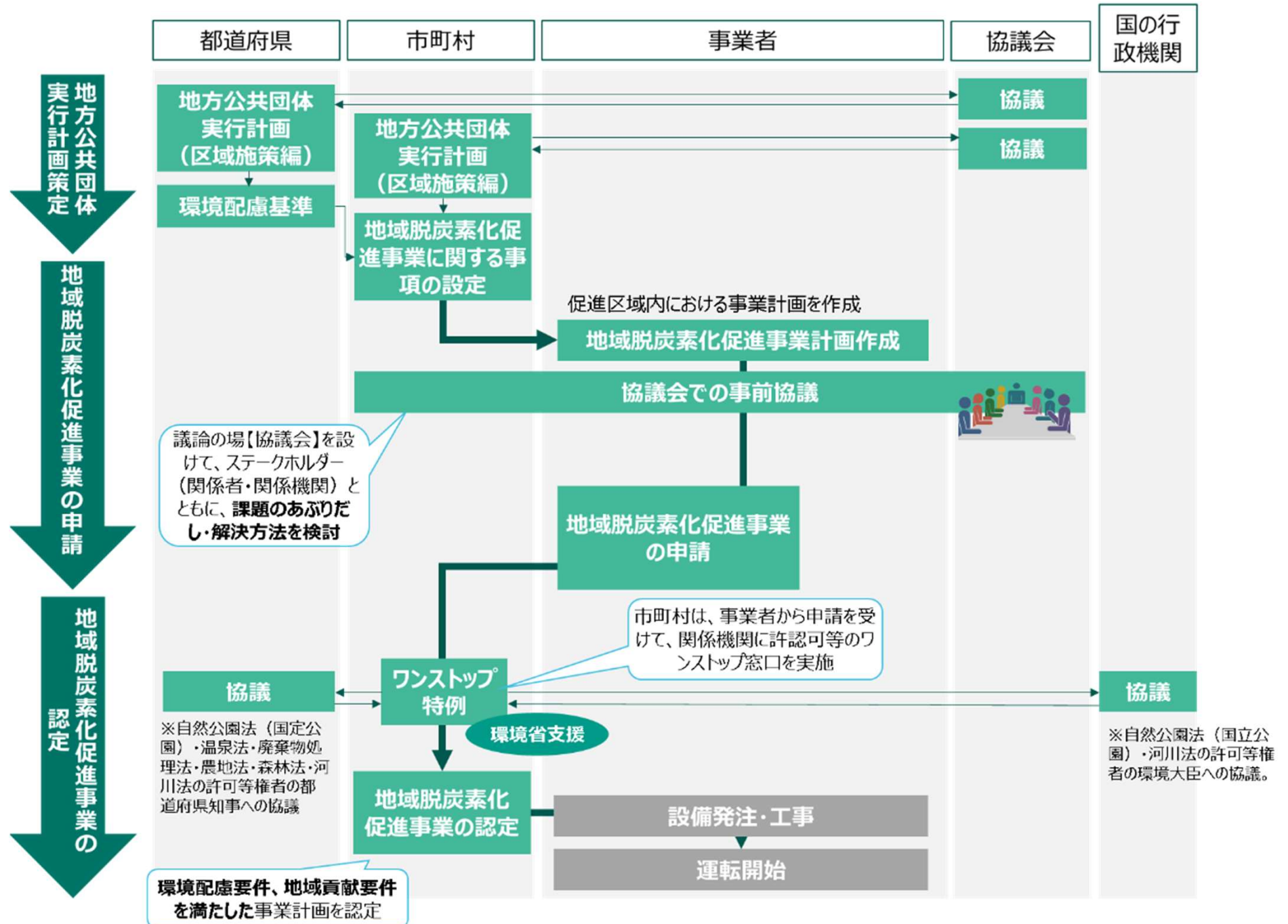
事業計画の審査・認定

事業者

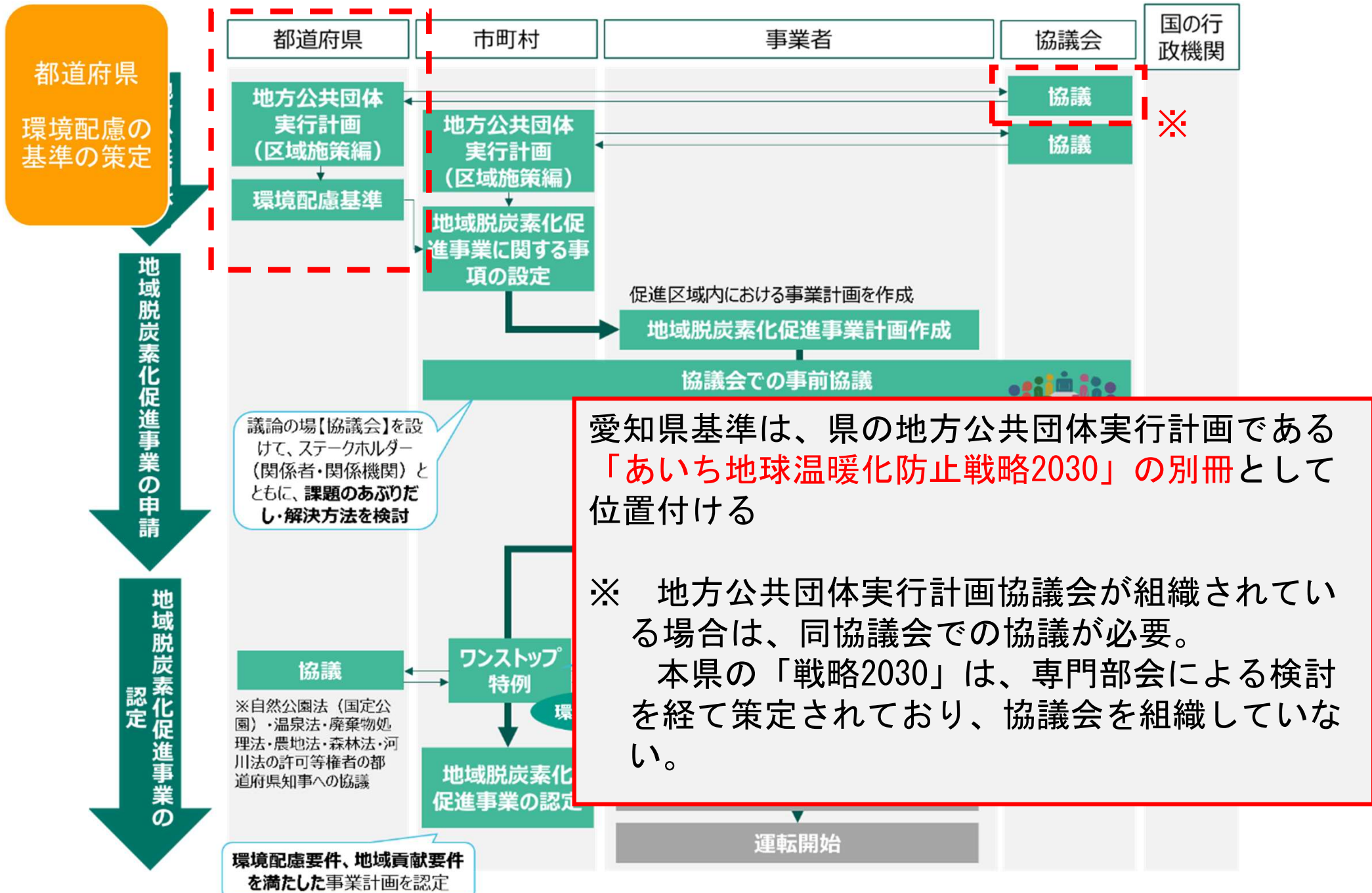
認定事業計画に基づく事業の実施

特例

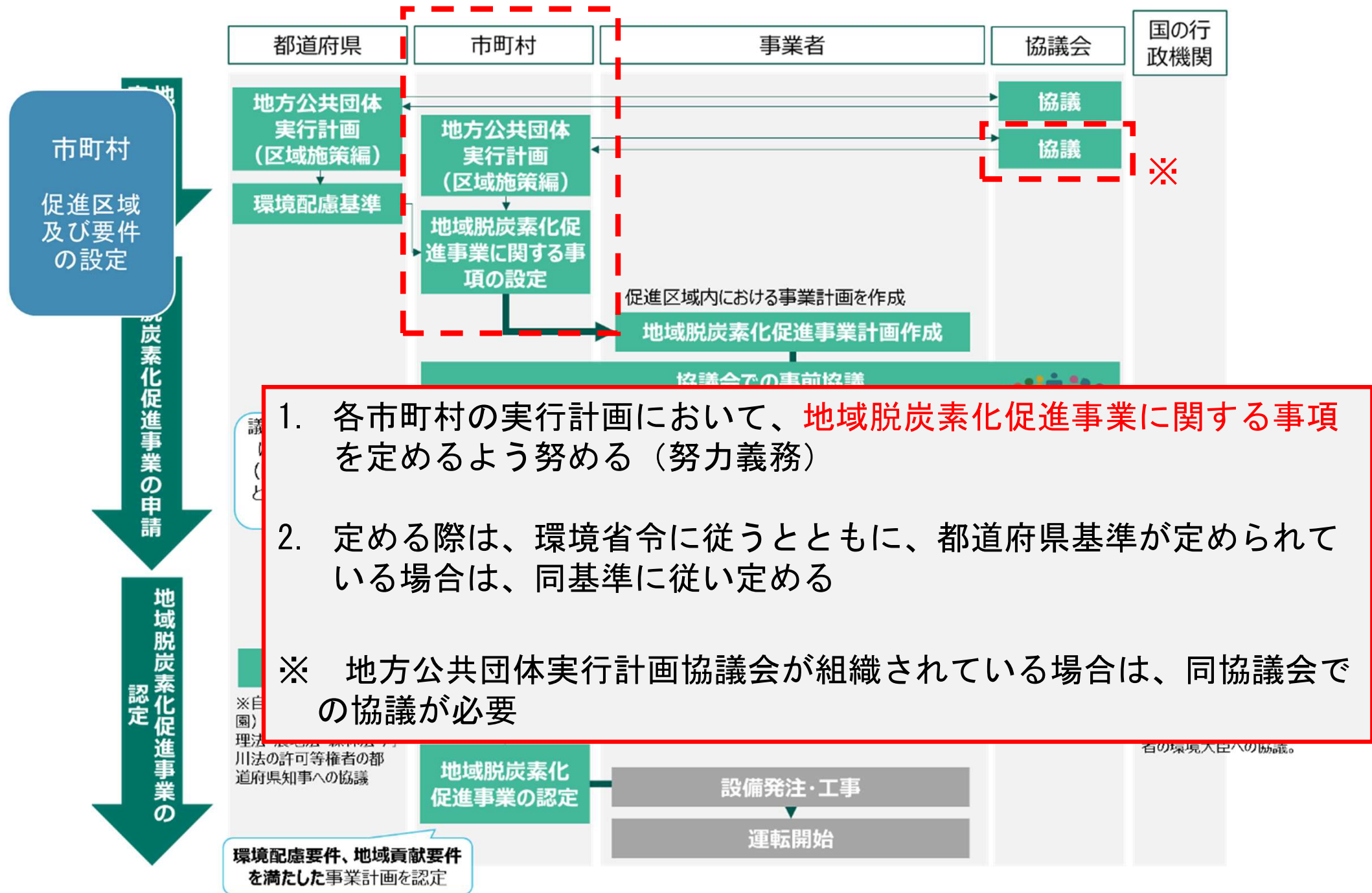
「地域脱炭素化促進事業」に関する制度の全体の流れ



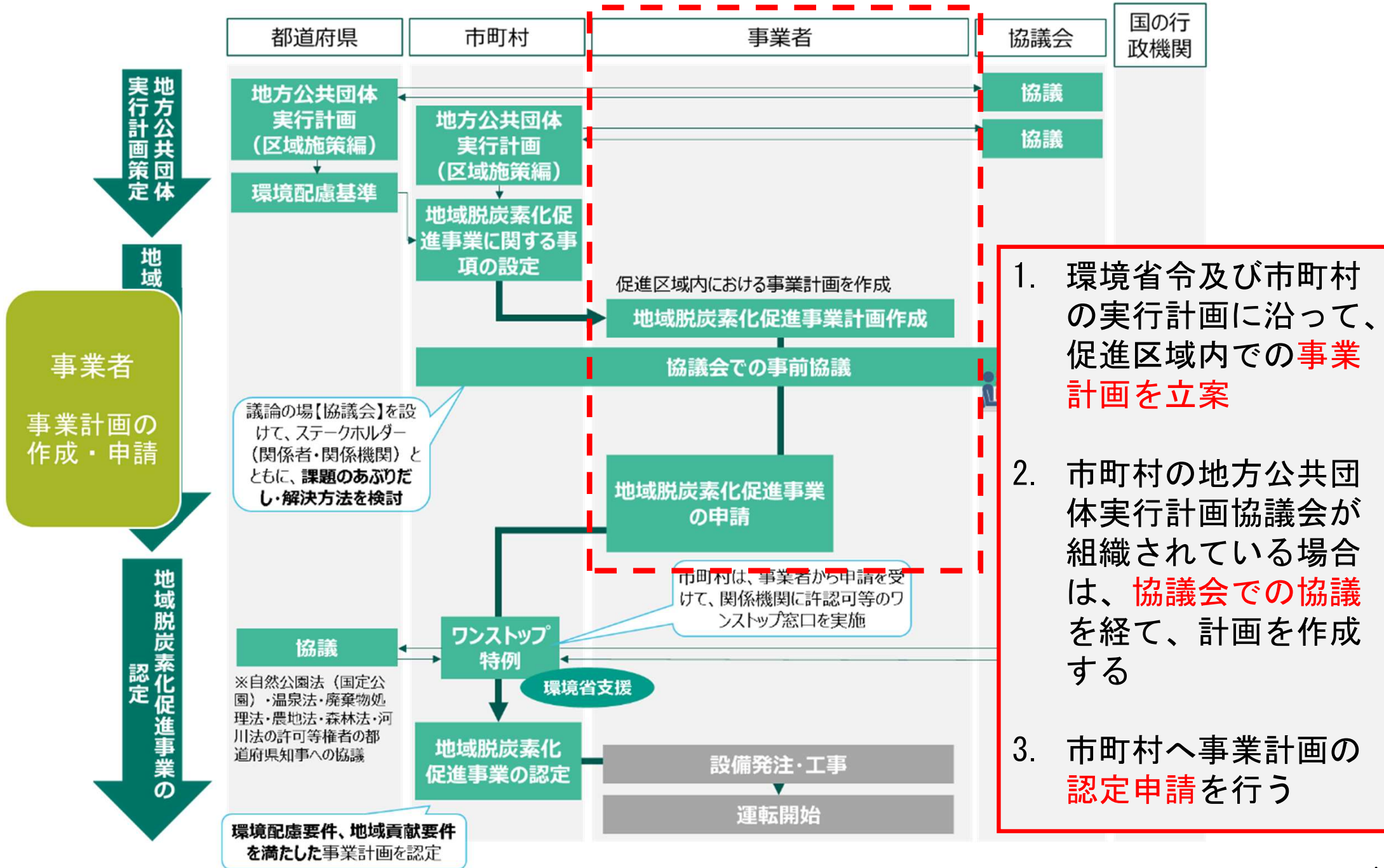
「地域脱炭素化促進事業」に関する制度の全体の流れ（都道府県）



「地域脱炭素化促進事業」に関する制度の全体の流れ（市町村）



「地域脱炭素化促進事業」に関する制度の全体の流れ（事業者）



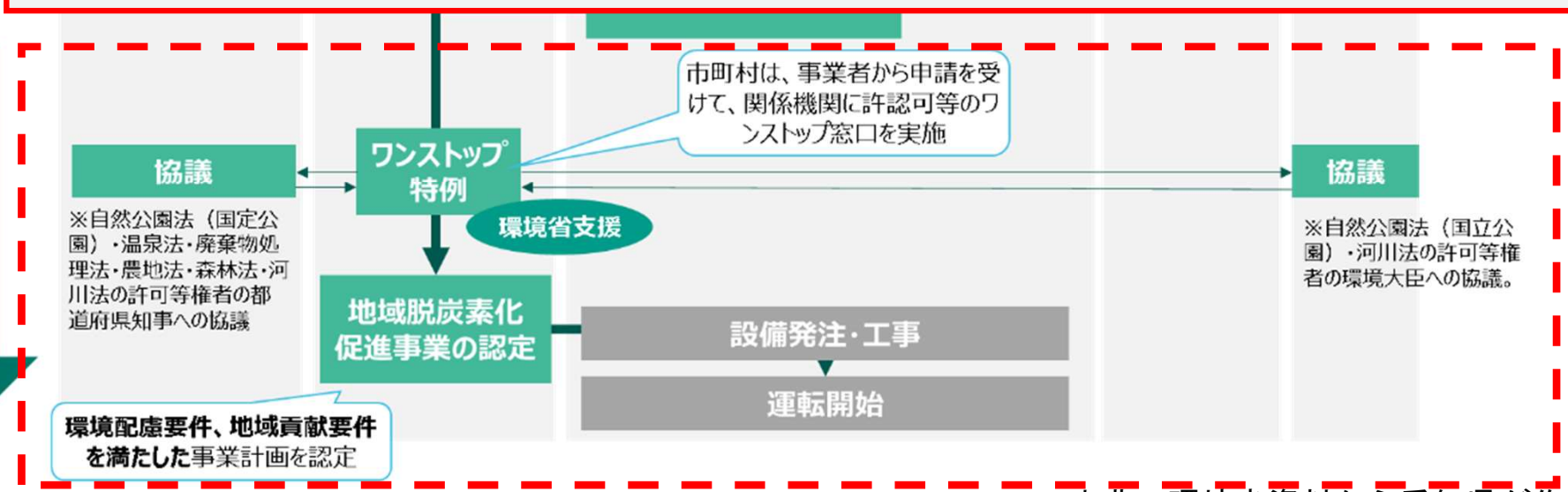
「地域脱炭素化促進事業」に関する制度の全体の流れ（市町村）



1. 市町村は、申請の内容について、認定要件に適合しているか審査
2. 事業計画に**手続のワンストップ化特例**の対象となる行為が含まれる場合、市町村は、当該手続を所管する**許可権者等と協議**を行い、**同意を得る**
3. 市町村が事業計画を**認定**した場合、認定事業計画の内容を公表し、事業者は認定を受けた事業計画に基づき事業を実施する

市町村
事業計画の
審査・認定

事業者
認定事業計
画に基づく
事業の実施



認定を受けた地域脱炭素化促進事業の特例について

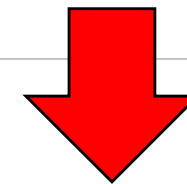
ワンストップ化特例について

事業の実施に要する手続き

温泉法	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の掘削の許可 ・ゆう出路の増掘又はゆう出量増加のための動力の装置の許可
森林法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域森林計画の対象となっている民有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）における1ヘクタールを超える開発行為の許可 ・保安林における立木の伐採の許可 ・保安林における行為（土石の採掘、開墾その他の土地の形質変更等）の許可
農地法	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用の許可 ・農地転用のための権利移行
自然公園法	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園特別地域内の行為（工作物の新設、木竹の伐採、土石の採取等）の許可 ・自然公園普通地域内の行為（工作物の新設、土石の採取等）の届出
河川法	<ul style="list-style-type: none"> ・従属発電登録
廃掃法	<ul style="list-style-type: none"> ・熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設認定、産業廃棄物処理施設認定 ・指定区域内における土地形質変更届出

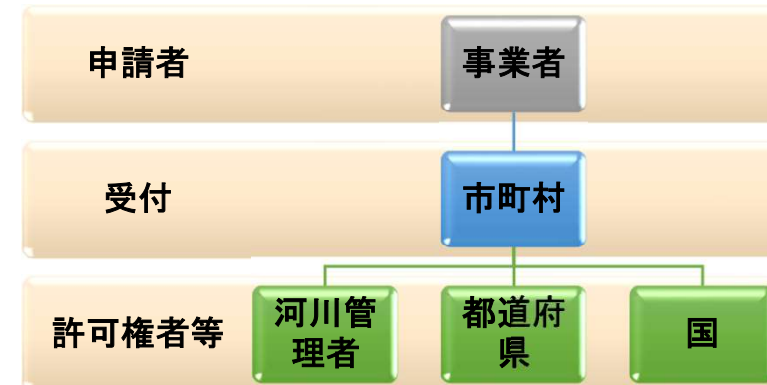
通常の手続

（事業者が個別に手続）



ワンストップ化

（市町村がまとめて協議・同意）

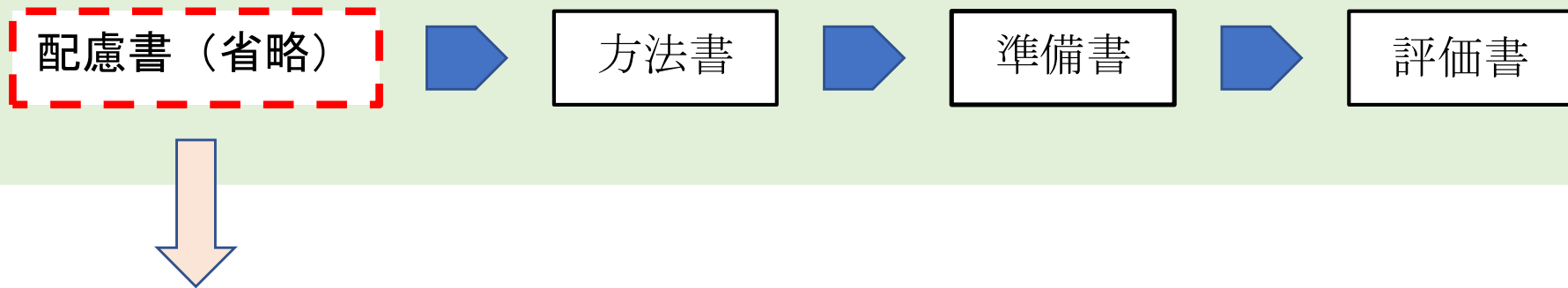


★ 都道府県基準が定められている場合のみ適用

- 県基準を定めた場合、市町村は、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して、促進区域を設定することとなる。

そのため、地域脱炭素化促進事業は、計画の立案段階において重大な環境影響が回避されることから、環境影響評価法（アセス法）に基づく配慮書の手続が不要となる。

【環境影響評価手続きの流れ】

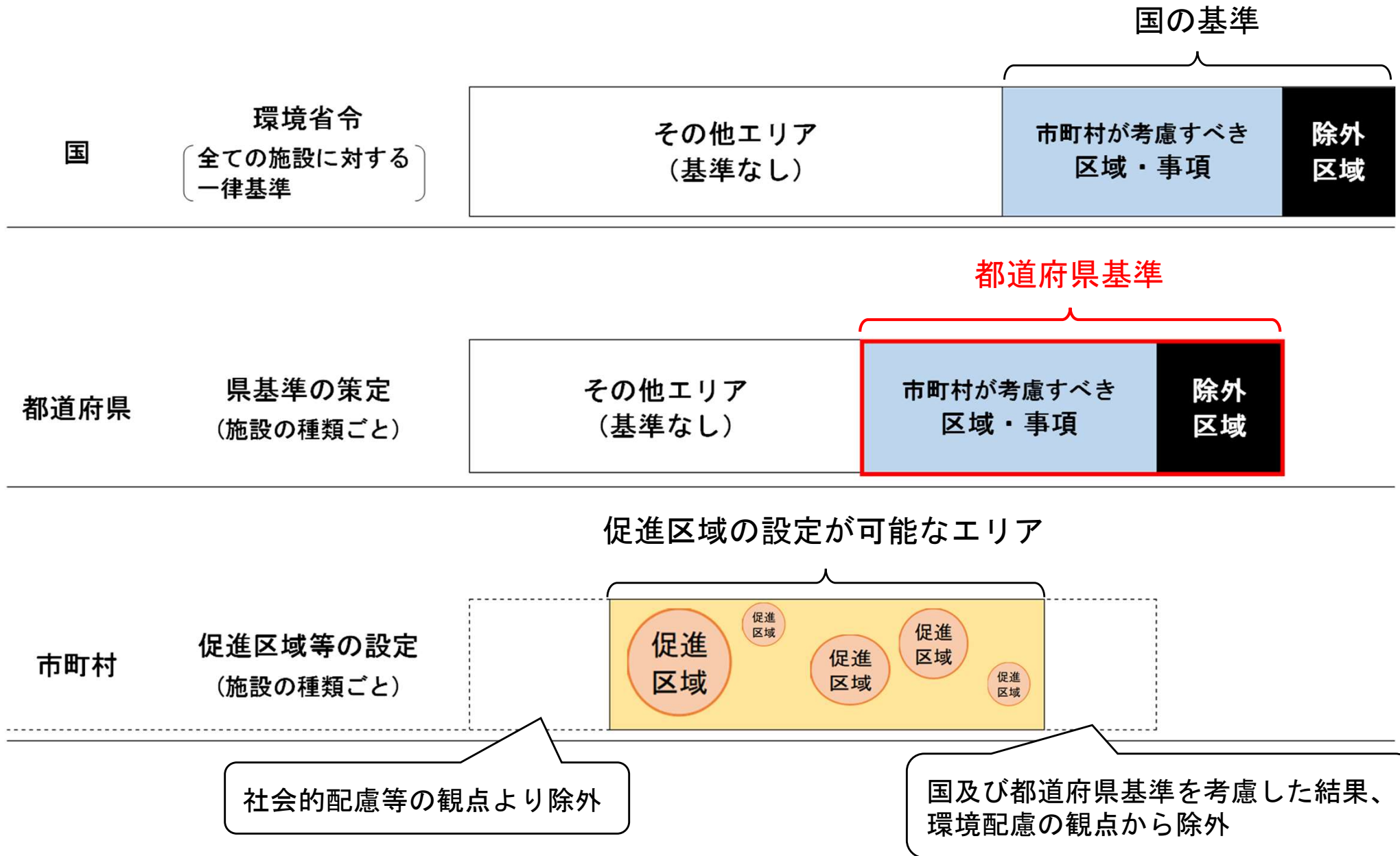


※ 配慮書とは、事業の早期段階における環境配慮を図るため、事業の位置・規模等の計画の立案段階において、その事業の実施が想定される1又は2の区域において、環境の保全について適正な配慮をするべき事項について検討を行い、その結果をまとめたもの

（第1種事業は義務／第2種事業は任意）

都道府県基準について

促進区域の設定に関する都道府県基準の位置づけ



都道府県基準で定める事項（環境省令の規定）

★ 都道府県基準は、**環境省令で定める基準に即して**、地域の自然的社会的条件に応じた**環境の保全に配慮**して定める < 法律第21条第7項 >

1 基本的な考え方 < 環境省令（施行規則第5条の4第1項） >

- 地域の実情に応じた環境保全の配慮の確保
- 県実行計画（戦略）の目標との整合を図る（参考資料1 再エネ導入目標）
- 再エネの種類ごとのポテンシャルを踏まえる（参考資料2 県内の再エネポテンシャル）
- 国、県が有する情報及び専門家からの意見聴取の知見を踏まえる → **本検討会の位置づけ**

2 定める基準 < 環境省令（施行規則第5条の4第2項～第5条の6） >

地域脱炭素化促進施設の種類ごとに、**環境保全への適正な配慮を確保**するため、次の事項を策定

(1) 除外すべき区域

(2) 市町村が考慮すべき区域・事項

- ① 環境配慮事項（環境アセスメントの項目に準じて環境省令で規定）のうち、考慮すべき事項
- ② 各考慮すべき事項について

- ・ 配慮の考え方（住宅からの距離等）
- ・ 収集すべき情報及びその収集方法

(3) 特例基準（一部適用除外）と適用除外（全ての適用除外）の施設の要件

都道府県基準の除外区域のイメージ

(太陽光発電施設の例)

促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
<ul style="list-style-type: none"> ・A県水源地保護条例で定める水源地、水源保護地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・A県水源地保護条例
<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地 ・急傾斜地崩壊危険地区 ・地すべり防止区域 ・△△保安林 ・□□保安林 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・急傾斜地法 ・地すべり等防止法 ・森林法 ・森林法
<ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約湿地 ・国指定鳥獣保護区 ・A県指定鳥獣保護区の特別保護地区 ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約 ・鳥獣保護管理法 ・鳥獣保護管理法 ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
<ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産の資産及びその緩衝地帯 ・A県自然環境保全地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産条約 ・自然環境保全法、A県条例
<ul style="list-style-type: none"> ・国立/国定公園区域 ・A県立自然公園の特別地域 ・風致地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法 ・自然公園法、A県条例 ・都市計画法
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止法

施設の種類に応じて環境省令で定める「**環境配慮事項※**」のうち、市町村が考慮すべき事項を定める。

※ 環境配慮事項は、環境アセスメントの項目に準じて規定されている

(太陽光 / 風力発電施設の例)

太陽光発電

風力発電

環境配慮事項の区分	環境配慮事項	環境配慮事項の区分	環境配慮事項
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	騒音による影響	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	騒音による影響
	水の濁りによる影響		重要な地形及び地質への影響
	重要な地形及び地質への影響		土地の安定性への影響
	土地の安定性への影響		風車の影による影響
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	反射光による影響	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物の重要な種及び重要な群落への影響
	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響		動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
	植物の重要な種および重要な群落への影響		地域を特徴づける生態系への影響
人と自然との豊かな触れ合いの確保	地域を特徴づける生態系への影響	人と自然との豊かな触れ合いの確保	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響		主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
その他	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	その他	その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項
その他	その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項		

環境配慮事項ごとにのうち、配慮の考え方や、配慮のために収集すべき情報・収集方法を定める

(太陽光発電施設の例)

促進区域の設定に 当たって考慮すべき 環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、 環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による 生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の種類 住宅の分布状況★ 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 関係部局が示す情報 	<ul style="list-style-type: none"> パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔をXメートル以上確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。★
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 取水施設の状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS A県県民生活課WEBサイト 	<ul style="list-style-type: none"> 沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。
重要な地形及び 地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> 「A県重要地形レッドリスト」に掲載されている情報 	<ul style="list-style-type: none"> A県自然保護課WEBサイト 	<p>(促進区域に当該区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
反射光による 生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の種類 住宅の分布状況★ 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 関係部局が示す情報 	<ul style="list-style-type: none"> 事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。
植物の重要な種 及び重要な群落への 影響	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度の高い地域 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。
	<ul style="list-style-type: none"> 特定植物群落 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地の改変を避けた事業計画にすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 巨樹・巨木林 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 	<ul style="list-style-type: none"> 指定対象の改変を避けた事業計画にすること。
	<ul style="list-style-type: none"> 環境省レッドリスト A県レッドリスト 	<ul style="list-style-type: none"> 地方環境事務所に聴取 A県自然保護課に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 <p>※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。</p>

★：住宅1軒1軒では無く、住宅がまとまって存在している地域の状況を把握して、適正な配慮のための考え方を設定することを想定。

(前ページの続き)

促進区域の設定に 当たって考慮すべき 環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づけ る、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
動物の重要な種 及び注目すべき 生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> A県指定鳥獣保護区 (特別保護地区以外の区域) 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS A県ハンターマップ 	<p>(促進区域に当該区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。 <p>※ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 環境省レッドリスト A県レッドリスト 	<ul style="list-style-type: none"> 地方環境事務所に聴取 A県自然保護課に聴取 	
地域を特徴づける 生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> 自然再生の対象となる区域 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 地方環境事務所WEBページ 自然再生協議会に聴取 	<p>※ 事業の実施に当たって、必要な措置※を講じること。 ※ 市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協議会に意見聴取し、促進区域と合わせて示す。</p> <p>※ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について地方環境事務所に聴取し、促進区域と合わせて示す。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 重要里地里山 重要湿地 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 地方環境事務所に聴取 	
主要な眺望点及び 景観資源並びに 主要な眺望景観への 影響	<ul style="list-style-type: none"> 国立/国定公園、A県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点 長距離自然歩道 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 地方環境事務所に聴取 A県自然保護課に聴取 	<p>※ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関して、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望の状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。</p> <p>(促進区域に当該区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること。 事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること。
	<ul style="list-style-type: none"> A県立自然公園区域の普通地域 風致保安林 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS A県自然保護課WEBページ A県森林GIS 	
主要な人と自然との 触れ合いの活動の場 への影響	<ul style="list-style-type: none"> 長距離自然歩道 保健保安林 	<ul style="list-style-type: none"> A県自然保護課WEBページ A県森林GIS 	<p>(促進区域に当該歩道や区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
その他A県が 必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> 土地の安定性への影響 土砂災害警戒区域 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS A県防災情報ポータル 	<p>(促進区域に当該区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害に備えた適切な事業計画にすること。

都道府県基準の「特例事項」と「適用除外」のイメージ

- 「**特例事項**」とは、都道府県基準で定める**一部**の考慮を要しないこととするもの
- 「**適用除外**」とは、都道府県基準で定める**全て**の考慮を要しないこととするもの

- ・都道府県基準の特例事項等は、再エネ施設の規模、設置形態、設置場所などに応じて、**環境負荷が比較的小さい**場合に設定されます（ただし、環境影響評価法の対象規模は除く）。
- ・特例事項の例：「工場跡地に設置されるもの（●kW以下）については環境配慮事項のうち、△△及び□□の考慮が必要。 ※○○の考慮は要しない」
- ・適用除外の例：「建物の屋根に設置されるものについて環境配慮事項の考慮を要せず、国の基準を都道府県基準とする」

都道府県基準において特例事項・適用除外が設定される規模、設置形態、設置場所などの例としては、次のようなものが考えられます。

- ・住宅の屋根に設置されるもの
- ・工場の屋根に設置されるもの
- ・工業団地に設置されるもの
- ・ゴルフ場跡地に設置されるもの
- ・工場跡地に設置されるもの
- ・屋根置きかつ10kW未満のもの 等

市町村による促進区域の設定について

促進区域の主な抽出方法としては、4種類が想定されています。

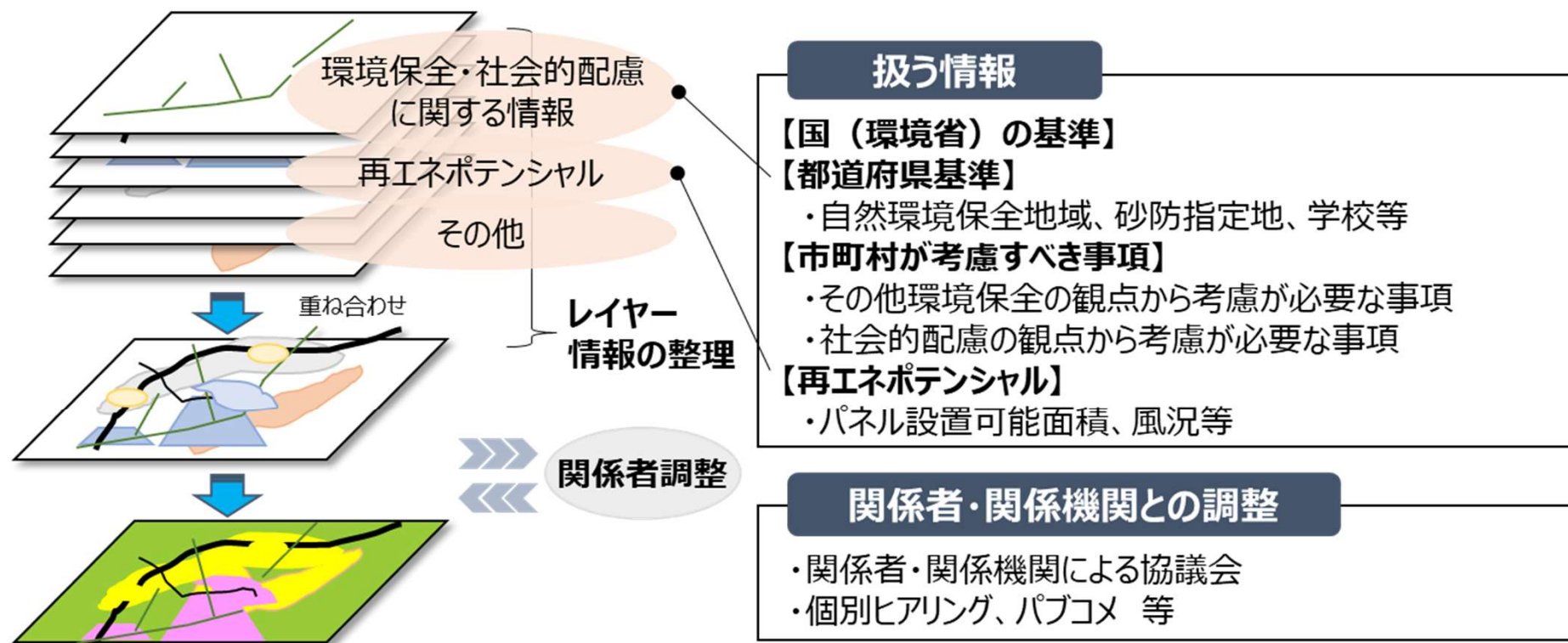
促進区域の抽出方法

類型	具体的な内容
1) 広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、広域的な観点から、促進区域を抽出します。
2) 地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成やPPA※普及啓発を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定します。
3) 公有地・公共施設活用型	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定します。
4) 事業提案型	事業者、住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定します。

※PPA：Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略称です。オンサイトPPAモデルとして、敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み等があります。

促進区域抽出の方法（広域的ゾーニング型）

- ・ 地域脱炭素化促進事業の促進に当たっては、土地利用やインフラの在り方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、まちづくりの一環として取り組むことが重要であることなどから、広域で検討する「**広域的ゾーニング型**」が理想的な考え方です。
- ・ 広域的ゾーニングでは、**市町村全体もしくは一部（広域）を対象**として、国・都道府県基準、市町村として環境保全、社会的配慮が必要なエリア等を**重ね合わせ**ます。
- ・ 関係機関等との調整を踏まえ、再エネ導入に問題の無い適地を**促進区域として設定**します。



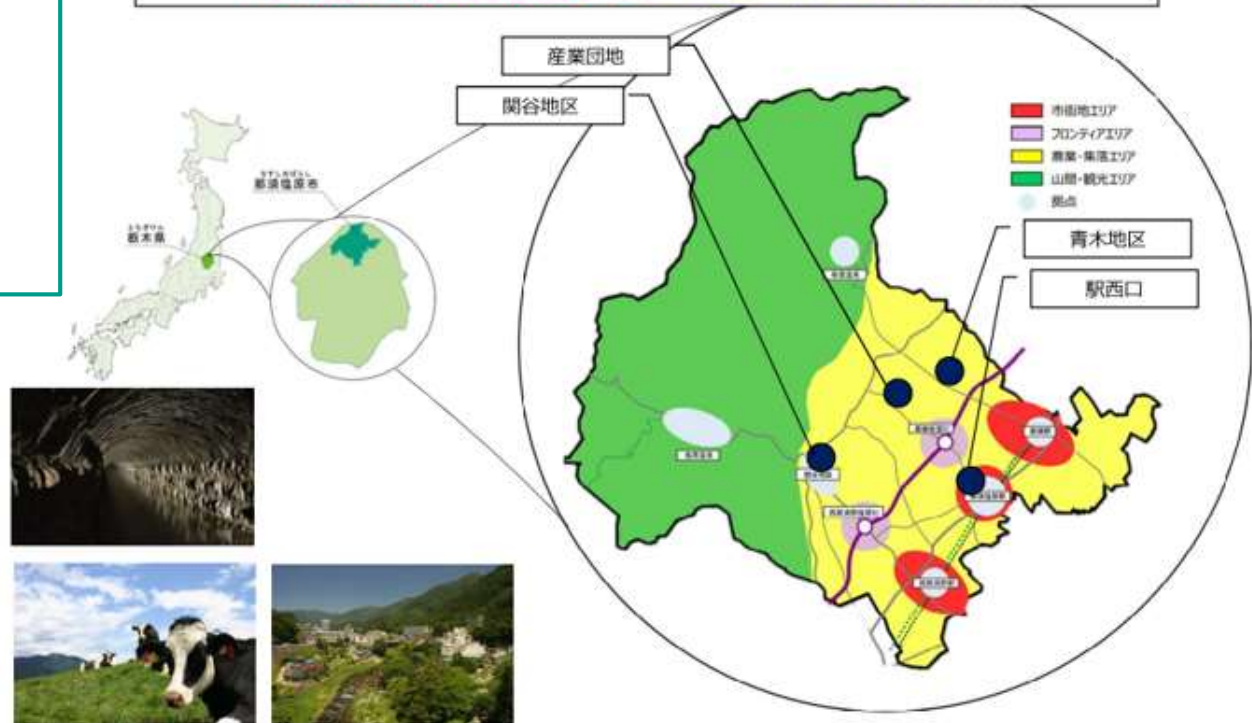
促進区域抽出の方法（地区・街区指定型）

地区・街区指定型

- スマートコミュニティの形成等を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定します。

参考となり得る事例 那須塩原市（小水力・バイオマス・太陽光等）

2050年までに「CO₂排出量実質ゼロ」を宣言した本市において、脱炭素社会実現に向けた取組に資することを目的として、地域特性の異なる4つの地域を選定し、ゼロカーボン街区の導入を検討した。



促進区域抽出の方法（公有地・公共施設活用型）

公有地・公共施設活用型

- 地方公共団体の所有する公有地や公共施設を活用して、再エネの設置を促進するエリアを促進区域として設定します。

参考となり得る事例① 所沢市（太陽光）

調整池に水上太陽光を設置



参考となり得る事例② 横浜市（太陽光）

小中学校65校を対象に、再エネを地産地消し、平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、非常時には地域防災拠点等での防災用電源としても活用

促進区域抽出の方法（事業提案型）

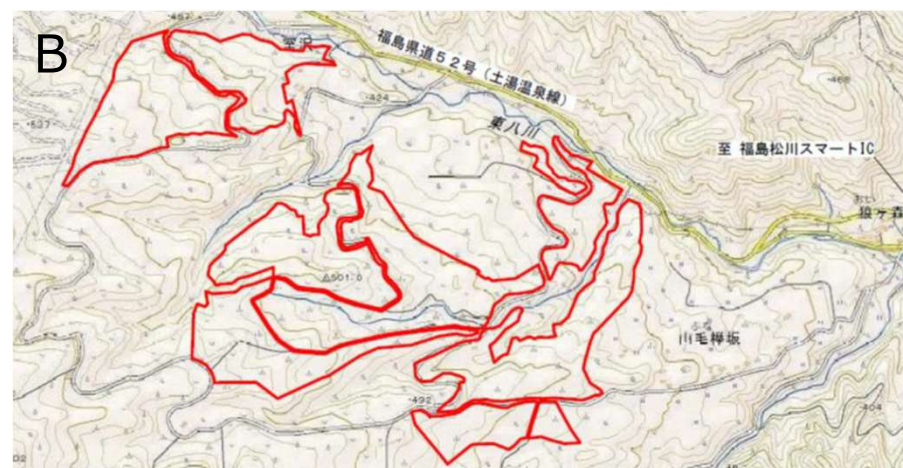
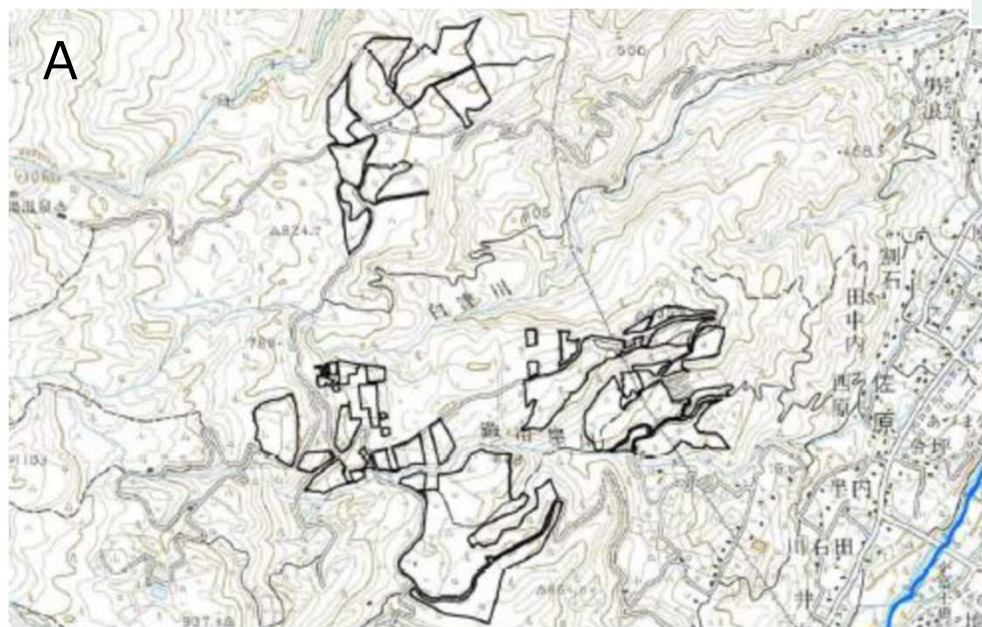
事業提案型

- 民間提案による個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定します。

参考となり得る事例 福島市（太陽光）

「福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画」において、民間発電事業者の事業計画主導で、太陽光発電設備の整備を促進する区域を設定

地区	種類	規模	面積
A	太陽光発電	交流約80,000 kW	186ha
B	太陽光発電	交流約29,700 kW	93ha



- 市町村は、次に示すような取組を地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組として位置づけることにより、地域脱炭素化促進事業が、**地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献**し、地域における再エネの社会的受容性の向上を図り、地域の魅力と質を向上させる地方創生につながるものとなるよう促すことができます。

地域経済への貢献



- 域内での安価な再エネの供給や経済循環を推進
- 地元の事業者・金融機関などの参画
- 再エネ導入とセットで産業誘致
- 地元の雇用創出、再エネ事業に係る人材育成、技術の共有

地域における社会課題の解決



- 他の政策分野の課題解決にも活かす取組
 - 再エネの災害用電源としての活用
 - EVシェアリング、グリーンスローモビリティ
 - 収益を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援
- 発電余熱の施設園芸への活用や焼却残渣物の有機肥料としての活用
- 耕作放棄地・荒廃農地の活用による獣害対策
- その他の地域活動の支援



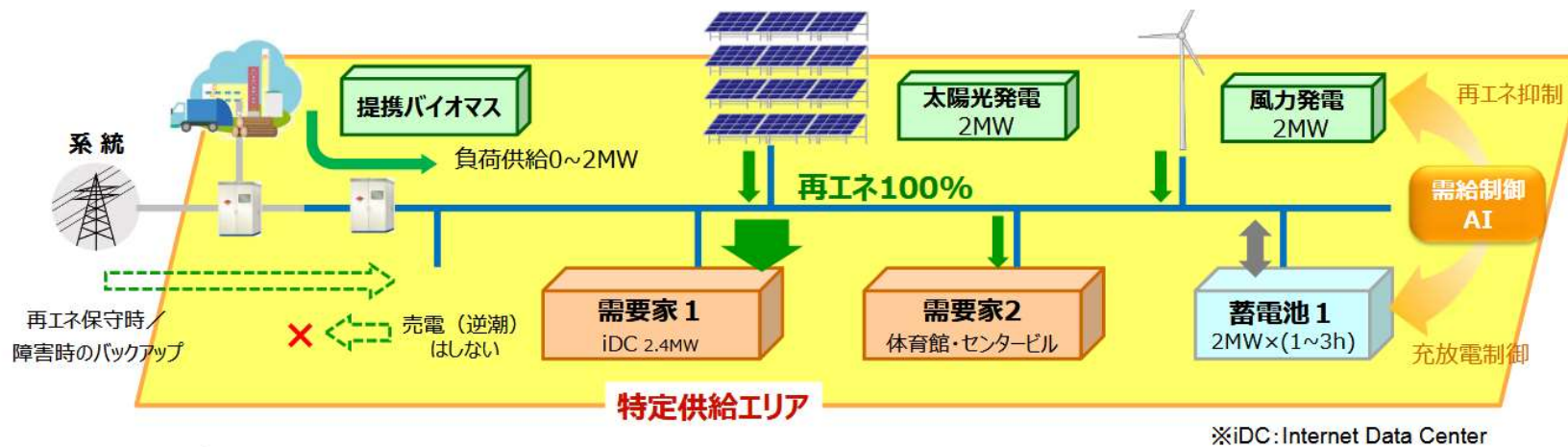
参考事例：総合的な地域貢献（五島市/太陽光・風力・その他）

- 長崎県五島市では、市が出資する第三セクター「五島市民風力」が島の再エネによる電気の販売し、収益の一部を地域に還元しています。



参考事例：再エネ事業による企業誘致（石狩市/太陽光・風力・その他）

- 石狩市では「石狩湾新港地域」内の一部の区域を「再エネ100%ゾーン」に設定し、地域で生産した再エネを100%地域内で活用できる仕組みの構築を目指すと同時に、当地域への産業集積を図る「スマートエネルギー構想」を検討しています。



ゼロエミッション・データセンター

企業誘致・産業集積

- ゼロエミッション・データセンターの実現に関する連携協定
- 石狩湾新港地域への商業施設立地に関する連携協定
- 石狩湾新港地域における「無人自動配送ロボット」による地域内シェアリング型配送サービスの実証

再生可能エネルギー開発・利用促進

- 再エネ発電事業等に関する地域連携協定
- 石狩市石狩湾新港エリアにおける地域マイクログリッド構築に向けたマスタープラン
- 再エネ海域利用法に基づき、将来、洋上風力発電の有望な区域となり得ることが期待される区域として、北海道石狩市沖が指定
- 地域脱炭素実現に向けた協定